２月定例教育委員会　会議録

１、開催日時　令和７年２月２６日（水）午後２時から午後４時２０分

２、開催場所　教育プラザ都留別館　３階　第３研修室

３、出席委員の氏名

教　育　長　　小林　正人

職務代理者　　小笠原　幸夫

委　　員　　小俣　和英、村上　憲司、中野　久男

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課指導主事、生涯学習課長補佐、学校教育課長補佐、学校教育課教育企画推進室長

４、教育長開会宣言

５、会期の決定

６、今回会議録署名委員

村上　憲司委員・中野　久男委員が指名される。

７、前回の会議録の承認

職員が１月定例会会議録を朗読し承認される。

８、報告

（１）教育長報告

令和７年１月３１日から令和７年２月２５日までの教育長活動が報告された。

（２）指定校変更及び区域外就学について

指定校変更申請１件、区域外就学申請２件について、承認を行った事務処理について報告がなされた。

９、議事

議第２２号　令和７年度学校教育の指針（案）について

【説明】学校教育課指導主事

２月中旬に県から示された県学校教育指導指針や、現在策定中の市教育大綱及び教育振興基本計画に基づき、本市の学校において特に重点的に取り組むべき内容を示し、教育活動の充実に繋げることを目的に本指針を作成いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

以下、資料に基づき説明。

小笠原委員

県や市の指針を現場の先生方にどのように伝えていくのか。

学校教育課指導主事

今後、学校経営研究会などを通じて各学校へ伝えていく予定です。

小笠原委員

外国語の到達度が低い状況について、各学校で現状を理解し取り組んでいただくよう学校長に伝えていただきたい。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第２３号　令和６年度３月議会補正予算（案）について

【説明】学校教育課長

本補正予算案は、谷村第二小学校、他４小学校の特別教室へのエアコン設置に要する予算を補正計上するものであり、補正額は１億６千５７７万円であります。なお、本事業は、国の令和６年度補正予算の学校施設改善交付金及び補正予算債を財源に実施するものであり、年内に交付決定される予定ですが、着工済みの工事は交付対象とならないことから、補正額全額を令和７年度へ繰り越すことを合わせて３月議会に上程しております。

以下資料に基づき説明。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。
【原案のとおり決定】

議第２４号　令和７年度当初予算（案）について

【説明】学校教育課長
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２９条の規定により、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める、議会の議決を経る議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない。」とされていることから、令和７年度主要事業及び当初予算概要について説明いたします。なお、議会審議等より予算額に変更が生じることがありますことをご承知おきください。
学校教育課所管予算について、資料に基づき説明。

教育次長
生涯学習課所管予算について、資料に基づき説明。

小笠原委員
都留文科大学連携推進研究指定校事業及び高等教育機関連携推進事業の予算の詳細を教えてください。

教育企画推進室長
都留文科大学連携推進研究指定校事業については、大学の教授に指導していただく際の報酬が主なものなります。また、高等教育機関連携推進事業については全てバス代であります。

小笠原委員
ＩＣＴ支援員は何名配置予定か、また、熱中症対策の大型扇風機の設置についてはどのような計画となっているか教えてください。

教育企画推進室長
ＩＣＴ支援員は委託事業を想定しているため、人数については想定していません。また、大型扇風機については各小学校に２台、各中学校に４台、合計２６台を購入し設置予定です。

以上の発言あり

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。
【原案のとおり決定】

議第２５号　都留市教育委員会と都留文科大学との連携推進研究指定校事業実施要綱（案）について

【説明】教育企画推進室長
この要綱は、令和７年度から開始する市教育委員会と都留文科大学との連携推進事業による研究指定校の指定や補助金の交付に関する事務手続きについて規定するものであり、令和７年度当初予算成立日の翌日の令和７年３月２５日から施行することを予定しています。
以下資料に基づき説明。

村上委員
研究指定校とは、希望する学校が指定を受けるということか。また、指定校は１校か、複数校でも良いのか。

教育企画推進室長
希望する学校からの申請を受けて指定する。指定校は複数校も想定している。

村上委員
昨年、谷村第一小学校で行われた公開授業が素晴らしかったので、今後もその取り組みが繋がっていくことを期待している。

小林教育長
公開授業については良かったという声を聞く一方、実際に授業を行う先生方がしっかり協議し、合意形成をした上で行う必要があるとの声も聞く。実施の方法等については次年度に向けて検討していただきたい。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。
【原案のとおり決定】

議第２６号　都留市個性をはぐくむ学校づくり推進事業補助金交付要綱（案）について

【説明】学校教育課長

本要綱については、学校の伝統や校風、地域の歴史や文化、産業などを生かした、創意ある教育活動と特色ある学校づくりの推進及び部活動を通して広くスポーツや文化に接する機会を与え、他校の生徒との交流を深めながら健全な心身を育成する活動に要する経費の全部または一部を補助するための補助金交付要綱を制定するものであり、令和７年４月１日から施行することとしております。

以下資料に基づき説明。

小俣委員

どのような事業に活用するのか。

学校教育課長

市内探検や講師への謝金など、各校の特色づくりに係る事業へ活用しています。

小笠原委員

小規模校では保護者負担の軽減につながると思うが、市内でできるだけ平等になるよう、１学級の人数が１０人から２０人程度の中間にあたる部分についても検討していただけると良い。また、それぞれ定められている基準額は上限額か。

学校教育課長

補助限度額となります。

小笠原委員

部活動で大会参加の際には活用できるか。

学校教育課長

小中体連主催の大会参加料として生徒１人当たり５００円が補助対象となる。

中野委員

この補助金を活用して、学校が英検への取り組みを行うことはできるのか。

学校教育課長

英検等の資格取得に係る補助については、各学校の特色づくりではなく、市の施策として実施すべきであると考えております。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。
【原案のとおり決定】

議第２７号　都留市中学校部活動大会参加費等補助金交付要綱（案）について
【説明】学校教育課長
本要綱については、学校教育の一環として、広く体育及び文化に接する機会を与え、他校の生徒との交流を深めながら、技能の向上及びスポーツ精神や情操の高揚を図り、心身ともに健全な生徒を育成することを目的に、山梨県中学校部活動教育内大会に山梨県代表として出場する際に要する経費の全部または一部を補助するために制定するものであり、令和７年４月１日から施行することとしております。
以下資料に基づき説明。

小笠原委員
部活動に登録していない生徒が大会へ参加する際にも補助対象となるか。また、交通費等について二分の一を補助すると規定されているが、教員負担が生じるのではないか。

学校教育課長
学校部活動の一環として参加する大会であれば補助対象となる。部活動の地域移行も進んでいるため、今後の動向を注視しながら要綱の見直しも必要であると考えている。また、部活動では保護者負担金として徴収している資金もあるため、あくまでも負担額の一部を補助するものと考えている。教員が部活動顧問として参加する場合には職務としての出張費用等が手当されると思われる。本補助金では、他の補助金等を控除した額の二分の一を補助するものであることから、先生方の負担は生じないと考えている。また、本補助金は、主に児童生徒の保護者へ向けた補助制度として考えている。

以上の発言あり。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。
【原案のとおり決定】

議第２８号　学校運営協議会設置推進委員会の設置(禾生第二小学校)について
【説明】教育企画推進室長
禾生第二小学校において、学校長より、学校運営協議会設置推進委員会の設置につ

いての具申書及び１１名分の委員推薦書の提出がありました。
　設置推進委員会の委員は、都留市学校運営協議会設置推進委員会要綱第３条の規定により、教育委員会が委嘱することとされております。いずれの被推薦者も、同要綱に規定する委員要件を満たしておりますので、委嘱してよろしいかご審議をお願いします。なお、任期については、設置推進委員会設置の２月２８日から学校運営協議会が設置される日までとしております。

小林教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。
【原案のとおり決定】

１０、その他

【説明】学校教育課長補佐
（１）令和６年度小中学校卒業式日程等について

【　了　知　】

１１、教育長閉会宣言